

第24回勝山市生活交通地域協議会次第

(令和4年度 第1回)

日時 令和4年6月29日(水)
勝山市地域公共交通会議終了後
場所 WEB会議

1. 役員選出

2. 報告

- (1) 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)の二次評価結果について

3. 議題

- (1) 勝山市生活交通地域協議会設置規約の改正について 【議題1】
- (2) 令和5年度生活交通確保維持改善計画のローリングについて 【議題2】
- (3) 令和3年度勝山市生活交通地域協議会歳入歳出決算について 【議題3】

4. その他

(別紙)中部運輸局二次評価結果 令和4年3月10日付け中運交企第174号通知

自治体・協議会名	勝山市生活交通地域協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統 調査事業(計画策定) 利便増進事業(計画策定)

二次評価結果

評価できる取組

- ・交通に関する市民アンケートを実施され、地域の意見、ニーズを把握されるとともに、これを踏まえ地域公共交通計画の策定へ繋げていることについて評価します。
- ・公共交通利用促進に向け、高齢者等への利用券の配布、通学定期券等の助成制度を設けPRを図るなどの取り組みを展開をされていることについて評価します。

期待する取組

- ・幹線系統勝山大野線の輸送量が減少傾向にあることから、現状や問題意識を県・関係市町村・関係事業者と共有すると共に、当該システムの必要性に応じ、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。
- ・勝山と大野の観光地を結ぶバスの試行運行を予定されていることから、試行運行実施後において利用状況の検証をされ、今後の取り組みに反映されることを期待します。

勝山市生活交通地域協議会設置規約（案）

（目的）

第1条 勝山市生活交通地域協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等（以下「計画等」という。）の作成に関する協議及び計画等の実施に係る連携調整を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、福井県勝山市元町1丁目1番1号勝山市役所庁舎内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）計画等の策定及び変更に関すること
- （2）計画等の実施に係る連携調整に関すること
- （3）計画等に位置付けられた事業の実施に関すること
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関すること
- （5）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

（役員の数及び選任）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 2人

2 役員は、委員の中からこれを選任する。

（役員の仕事）

第6条 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の監査をする。

（任期）

第7条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議に座長を置き、会議の議長となる。
- 3 座長は、会長が委員の中からこれを指名する。
- 4 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名されたものが議長に当たる。

- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

- 第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
 - 3 部会は必要に応じ、外部のものを入れることができる。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、勝山市~~環境政策課~~未来創造課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

1	学識経験者
2	中部運輸局福井運輸支局
3	福井県地域戦略部 交通まちづくり課
4	奥越土木事務所 勝山道路課
5	勝山警察署
6	勝山市区長連合会代表
7	勝山市高齢者連合会代表
8	勝山市民生委員児童委員協議会代表
9	鉄道事業者
10	一般乗合旅客自動車運送事業者
11	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
12	一般旅客自動車運送の運転手が組織する団体
13	勝山市副市長
14	勝山市 行政管理幹政策幹
15	勝山市福祉事務所長
16	勝山市商工担当課長
17	勝山市都市建設担当課長
18	勝山市教育委員会事務局長

令和5年度 生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

令和4年6月 日

勝山市生活交通地域協議会
会長 小沢 英治

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

勝山市は、福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約28kmの地点にある。また、南東は大野市、南西は福井市、西は永平寺町、北西は坂井市、北は石川県に隣接している。市の周辺は1,000m級の山々に囲まれ、中心部は県下最大河川である九頭竜川の中流域に位置している。

当市の公共交通においては、えちぜん鉄道勝山駅前から放射状にコミュニティバスを運行し、路線バスやえちぜん鉄道と結節させている。また、福井勝山総合病院を起点として、市役所・商業施設・医療施設等が立地する市道7-89、7-165及び一般県道勝山停車場線沿線を通り、えちぜん鉄道勝山駅前を経由して、隣接する大野市まで伸びる路線バス1路線（1系統）が走る。

このように、市民が生活する上で必要な公共交通機関が運行・維持されているものの、夫婦共働きであるために免許証の取得率が高いことなどから、モータリゼーション（車社会化）が進展し、クルマが生活必需品となっている。また、商業・業務機能や公共公益施設等の点在化が進み、クルマに過度に依存したライフスタイルが市民の間に浸透、定着している。特に、少子高齢化が進行し、高齢者世代のみでの生活を余儀なくされる世帯では、交通事故の危険が増加することは理解しているながらも、クルマで外出するということが習慣化されている。このような状況の中で、公共交通機関の利用者は年々減少し続け、収支の悪化や行政負担の増大等によって生活交通の維持・確保が厳しさを増している。

そこで当市では、クルマに過度に依存した交通状況から脱却し、公共交通の利用拡大を実施するため、平成23年から勝山市生活交通地域協議会を設置し、勝山市に適した交通施策・運行スタイル等の研究を行ってきた。その中で、フルデマンド運行を実施する三重県玉城町や新潟県三条市の視察、各地区での意見交換会、乗降調査や福井大学と連携した住民意識調査等の実施など、現状把握や要望等を精査した。

平成27年10月にコミュニティバス等の補助協定期限を迎えるのに合わせ、これまでの研究や意見聴取の内容を踏まえ、各路線の大幅な運行の見直しを実施した。また、勝山市の公共交通の活性化実現に向けて、地域住民の意見等を踏まえながら、適時運行計画の見直しを行うこととしている。

さらに令和3年度においては「勝山市地域公共交通計画」を策定し、利用しやすい効率的な公共交通のあり方について基本方針をまとめた。

本計画に搭載するフィーダー系統は、平成27年10月にダイヤ・ルートを変更した路線・系統であり（平泉寺・猪野瀬予約便においては平成29年4月1日に時刻を変更、北郷予約便においては平成30年8月1日に時刻及び停留所を変更）、個別の目的及び必要性は別紙1のとおりである。

※ 上記は、令和5年度から令和7年度までの事業期間に係る内容を記述したものであり、以下の記述及び添付書類についても同様である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

●北郷予約便

①令和5年度から7年度までの年間利用者数を下表のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①年間利用者数	4,350人	4,360人	4,370人

(参考) 令和3年度事業の目標値と実績値 (R2.10.1~R3.9.30)

	目標値	実績値	増減	評価	前年度
年間利用者数	4,250人	4,297人	+47人	○	3,814人

●平泉寺・猪野瀬予約便

①令和5年度から7年度までの年間利用者数を下表のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①年間利用者数	6,200人	6,210人	6,220人

(参考) 令和3年度事業の目標値と実績値 (R2.10.1~R3.9.30)

	目標値	実績値	増減	評価	前年度
年間利用者数	6,100人	3,013人	-3,087人	△	4,350人

(2) 事業の効果

●別紙2のとおり

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○マイ時刻表の作成

市内の病院、ショッピングセンター等の利用者で乗り継ぎに不安がある方に対し、自宅から目的地までの行き帰りの時刻表を作成し、利便性の向上と利用促進を図る。(令和2年度からの継続事業)

○バスの乗り方教室の実施

高齢者団体やバス運行事業者と連携し、バスの利用促進を目的としたバスの乗り方教室を実施する。(交通安全教室などの行事と共催) 特にデマンド区間のバス利用地域で実施する。

○京福バス勝山大野線のOD調査および啓発等の利用促進事業を実施

地域間幹線系統である京福バス勝山大野線を維持するため、OD調査を実施・分析し、高校等に利用促進啓発等を行う。

○高齢者運転免許自主返納支援事業との連携強化

公共交通機関の利用方法等をPRし、運転免許自主返納者の増加を図る。令和3年度では51件の申請があり新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、令和元年度までは増加傾向にある。バスの乗り方教室とあわせて、運転に不安を感じている高齢者やその家族を対象にバスの利用促進について啓発している。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり。

●運行システムの概要、運行予定者の決定方法等は下記のとおり。

①路線図及び②時刻表

	路線図・時刻表
北郷予約便	別紙3を参照
平泉寺・猪野瀬予約便	

②運行事業者の決定方法…別紙4のとおり

③運行予定期間

- 北郷予約便 : 令和4年10月1日～
- 平泉寺・猪野瀬予約便 : 令和4年10月1日～

④既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等を説明した資料…別紙5のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

勝山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・OD調査
昨年度とは異なる時間帯での利用者の人数とその乗降場所、利用目的を車内で聞き取りを行う。
- ・利用者アンケート（高校生対象）
奥越明成高校の生徒を対象に、利用目的や利用増につながる要望について調査。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成 23 年 6 月 27 日 (第 1 回)
 - ・勝山市生活交通地域協議会設立
 - ・勝山市の公共交通の課題について協議
- 平成 23 年 8 月 25 日
 - ・新交通システム研究部会の設置
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
(三重県玉城町、コンビニクルシステム)
- 平成 23 年 11 月 22 日 (第 2 回)
 - ・新交通システム研究部会の先進地視察報告
 - ・勝山市生活交通に関するアンケート調査について
(福井大学の協力を得て実施)
- 平成 24 年 5 月 10 日 (第 3 回)
 - ・勝山市生活交通に関するアンケート調査結果報告
 - ・バス利用者聞き取り調査の実施
(7 月に全路線で乗客に聞き取り調査)
 - ・バス交通に関する地区意見交換会の開催
(7 月～10 月／市内 10 地区で意見交換会を実施)
- 平成 24 年 7 月 3 日
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
(福井県高浜町、コンビニクルシステム)
- 平成 24 年 7 月 11 日
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
(新潟県三条市、タクシーデマンド)
- 平成 24 年 9 月 26 日
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
(福井県あわら市、タクシーデマンド)
- 平成 25 年 1 月 22 日 (第 4 回)
 - ・新交通システムの研究結果報告
 - ・勝山市ではフルデマンドの実施には時期尚早であり、現行の交通体系の再編による利便性の向上を目指すことを決議・荒土と野向地区で区域運行の実証実験を検討。
- 平成 25 年 5 月 13 日 (公共交通会議)
 - ・7 月 1 日からの荒土と野向地区で区域運行の実証実験を協議、合意
- 平成 26 年 2 月 20 日 (公共交通会議)
- 平成 26 年 7 月 2 日 (第 5 回)
 - ・周辺各地区への区域運行の導入を協議。
 - ・中心部でのコミュニティバスの運行方法(車両の追加、便数の増加)について協議。
 - ・協議会での案を基に地区意見交換会を実施。
(9 月～1 月／市内 10 地区 2 団体と意見交換会を実施)
- 平成 27 年 3 月 3 日 (第 6 回)
 - ・地区意見交換会の結果報告
(中心市街地のコミュニティバスの車両の追加・増便について、周辺部への区域運行の導入を協議、承認)
 - ・勝山市生活交通に関するアンケート調査結果報告
(福井大学の協力を得て実施)
- 平成 27 年 6 月 2 日 (第 7 回)
 - ・新路線での運行について協議、承認
- 平成 28 年 6 月 28 日 (第 8 回)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 平成 29 年 3 月 22 日(書面決議)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画の変更について協議、承認
- 平成 29 年 6 月 5 日 (第 9 回)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 平成 30 年 6 月 4 日 (第 12 回)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和元年 6 月 17 日 (第 14 回)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和 2 年 1 月 17 日 (第 15 回)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和 2 年 6 月 23 日 (第 16 回)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和 3 年 6 月 4 日 (第 19 回)
 - ・勝山市地域公共交通計画の策定について協議
- 令和 3 年 8 月 20 日 (第 20 回)
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
 - ・勝山市地域公共交通計画の策定について協議、承認

- 令和3年10月26日（第21回） ・勝山市地域公共交通計画の策定について協議、承認
- 令和3年12月8日（第22回） ・勝山市地域公共交通計画の策定について協議、承認
- 令和4年3月3日（第23回） ・勝山市地域公共交通利便増進計画の策定について協議
・勝山市地域公共交通計画の策定について協議、承認

19. 利用者等の意見の反映状況

- 地区単位での意見交換会を実施した。(平成24年度と平成26年度の2回) その中で福井勝山総合病院や勝山温泉センター水芭蕉(市営温泉施設)、湯ったり勝山(市営入浴施設)への乗り入れについて要望が多かったため、コミュニティバスを南部と中部の2車両体制として乗り継げるように配慮した計画とした。また、周辺地域部分では利用者の高齢化により、バス停をさらに細かく設置できないか等の意見が多く、車両の小型化・デマンド方式による区域運行を導入するに至った。
- 福井大学と連携し、平成23年度と平成26年度に生活交通に関するアンケートを実施した。平成23年度のアンケートでは勝山市内から無作為に抽出した2,500世帯にアンケートを実施し、現行の利用状況やバスサービスに対する価値評価等を実施した。また、26年度の調査では既に区域運行のデマンド交通を実証している荒土・野向地区と、これから導入する平泉寺・北郷地区を対象に意識調査等を実施した。
- 平成24年度には、1週間連続で市内を走る全路線・全便に調査員を乗車させ、利用目的や利用頻度等の聞き取り調査を実施した。利用者は高齢者が多く、通院・買い物等の目的が多かったが、入浴施設や遊技場といった娯楽施設への利用者が多いこともわかった。
- 令和3年度には、地域公共交通計画の策定にあたり、勝山市内に在住する13歳以上の市民の中から無作為に3,000人を抽出し、市民アンケートを実施し、調査結果を分析したうえで、利用しやすい効率的な公共交通のあり方について基本方針をまとめた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 勝山市元町1丁目1番1号

(所属) 勝山市未来創造課

(氏名) 西村 駿人

(電話) 0779-88-8114

(e-mail) koutu@city.katsuyama.lg.jp

地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

■北郷予約便

当該地域は西端に位置する農村地帯であり、地区内には日常生活に必要な商業施設、医療施設、金融機関等が満足に立地していないため、専ら中心市街地の施設を利用している状況にある。

しかしながら、当該地域では京福バス勝山大野線を継続運行しているが、通勤・通学利用に主眼を置いたダイヤ設定となっており、高齢者やクルマを運転しない層の主な外出時間帯である9時～16時の間の市街地への移動がほとんどできない状態であった。そのため、以前は1日一往復北郷地区と中心市街地を結ぶ北郷線を運行していたが、地域内に集落が点在しており、運行ルートが長くなるなどの問題があった。

このため、当該地域を区域運行することにより、区域内をきめ細かくカバーしながら中心市街地の医療機関や商業施設等への移動手段を確保することで、高齢者等交通弱者の外出機会の拡大を図るとともに、これらの施設で地域間幹線系統等に結節することで、中心市街地への移動等、広域的な移動利便性を向上することを目的として運行するものである。

■平泉寺・猪野瀬予約便

猪野瀬地区は地区の中央部を県道が走り、定期的に中心市街地及び隣接する大野市に向かう幹線である京福バス勝山大野線が運行している。しかしながら、地区内の各集落は県道沿いから離れており、高齢者やクルマを運転しない層からは各集落内へバスが入ってきてほしいとの要望があるが、道幅等の制限のため路線バスの通行は難しい。

そこで、隣接する地区を走る平泉寺線を当該地域にも区域運行で乗り入れすることにより、これらの集落の高齢者やクルマを運転しない層を主たる対象として、中心市街地への移動手段を確保し、地区内の日常生活施設の利用利便性を向上させるとともに、路線バスとの乗継等による広域的な移動利便性の向上を目的として運行するものである。

地域公共交通確保維持事業の効果

■北郷地域

当該路線を新設することにより、北郷地域内の公共交通空白地域に居住する市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、昼間帯の勝山市街地への直接移動手段が確保されることによって、地域内の通院、買物、行政機関の利用利便性が向上する。

《当該路線によって解消可能な公共交通空白地域等の戸数》

地区名	全世帯数（交通空白地世帯数）	交通空白地解消世帯数
西妙金島地区	19世帯（2世帯）	2世帯
檜曾谷地区	18世帯（17世帯）	17世帯
新町地区	21世帯（21世帯）	21世帯
志比原地区	24世帯（21世帯）	19世帯
上森川地区	45世帯（6世帯）	6世帯
下森川地区	33世帯（6世帯）	6世帯
東野地区	121世帯（2世帯）	2世帯
伊知地地区	130世帯（3世帯）	3世帯
坂東島地区	118世帯（9世帯）	9世帯
上野地区	12世帯（5世帯）	5世帯
合計	541世帯（92世帯）	92世帯

※世帯数は、令和4年4月30日時点の住民基本台帳データ。

※交通空白世帯数とは、路線バスのサービス圏域外（バス停から300m以遠）の世帯をいう（以下同じ）。

■猪野瀬地域

当該路線を新設することにより、猪野瀬地域内の公共交通空白地域に居住する市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、路線バスと連携し、これを補完することにより、勝山市街地だけではなく、隣接する大野市への移動利便性が向上する。

《当該路線によって解消可能な公共交通空白地域等の戸数》

地区名	全世帯数（交通空白地世帯数）	交通空白地解消世帯数
岡横江地区	16世帯（12世帯）	12世帯
猪野口地区	28世帯（25世帯）	25世帯
若猪野地区	54世帯（17世帯）	17世帯
高島地区	61世帯（6世帯）	6世帯
合計	159世帯（60世帯）	60世帯

※世帯数は、令和4年4月30日時点の住民基本台帳データ。

北郷予約便【定時定路線+区域運行】

デマンド

別紙3

14/22

上り	第1便	第2便		
	毎日運行	毎日運行		
	時刻表	時刻表		
坂東島	9:20 ~ 9:40	12:30 ~ 12:50		
坂東島第2				
坂東島第3				
伊知地口				
伊知地公民館				
伊知地大橋				
上郷小学校前				
東野病院前				
新檜曾谷				
下森川				
下森川第2				
上森川				
森川集落センター				
西妙金島				
西妙金ふれあい会館				
堀名口			9:42	12:52
伊波			9:43	12:53
松田	9:44	12:54		
田名部口	9:45	12:55		
布市	9:45	12:55		
滝波口	9:46	12:56		
農協会館前	9:47	12:57		
郡	9:48	12:58		
村岡公民館	9:49	12:59		
福井勝山総合病院	9:50	13:00		
浄土寺	9:52	13:02		
水芭蕉	9:54	13:04		
浄土寺	9:56	13:06		
勝山高校入口	9:58	13:08		
芳野	9:59	13:09		
ゆめおーれ勝山	10:00	13:10		
サンプラザ前	10:01	13:11		
尊光寺前	10:02	13:12		
勝山駅前	10:05	13:15		

下り	第1便	第2便
	毎日運行	毎日運行
	時刻表	時刻表
勝山駅前	12:05	15:25
尊光寺前	12:08	15:28
サンプラザ前	12:09	15:29
ゆめおーれ勝山	12:10	15:30
芳野	12:11	15:31
勝山高校入口	12:12	15:32
浄土寺	12:14	15:34
水芭蕉	12:16	15:36
浄土寺	12:18	15:38
福井勝山総合病院	12:20	15:40
村岡公民館	12:21	15:41
郡	12:22	15:42
農協会館前	12:23	15:43
滝波口	12:24	15:44
布市	12:25	15:45
田名部口	12:25	15:45
松田	12:26	15:46
伊波	12:27	15:47
堀名口	12:28	15:48
西妙金ふれあい会館	第2便上りに接続 15:50 ~ 16:00	
西妙金島		
森川集落センター		
上森川		
下森川第2		
下森川		
檜曾谷		
新町		
東野病院前		
東野		
上郷小学校前		
伊知地大橋		
伊知地		
伊知地公民館		
伊知地口		
坂東島第3		
坂東島第2		
坂東島		



便数	上り2便/日、下り2便/日	
車両	通勤系	
運賃	100円又は200円/回	
割引制度等	無料	障害者(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所有者)
		免許返納者(バス無料乗車券所有者)
		妊産婦(母子健康手帳及びバス無料券所有者)
	割引	定期券(小・中学生対象 2,000円/月)

平泉寺・猪野瀬予約便【定時定路線＋区域運行】

デマンド

上り	第1便	第2便		
	毎日運行	毎日運行		
	時刻表	時刻表		
小 矢 谷	9:12	12:51		
大 矢 谷				
九頭竜ワークショップ				
上 野				
岩 ヶ 野 第 1				
岩 ヶ 野 第 2				
壁 倉				
経 塚				
大 渡 神 社 前			9:30	13:09
笹 尾				
赤 尾				
上 赤 尾				
平泉寺小学校前				
平泉寺観音堂前				
平泉寺神社前	9:31	13:10		
勝山城博物館				
猪 野 口				
猪野ロコミュニティセンター				
岡 横 江	9:31	13:10		
猪 野				
若 猪 野				
若猪野市場前	9:37	13:16		
北 市				
下 高 島				
毛 屋				
あさひ公園前	9:37	13:16		
勝山ニューホテル前	9:38	13:17		
越前大仏前	9:39	13:18		
こせ整形外科前	9:41	13:20		
N T T 勝山前	9:42	13:21		
元 町	9:43	13:22		
奥越特別支援学校口	9:44	13:23		
昭 和 町 3 丁 目	9:44	13:23		
水 芭 蕉	9:48	13:27		
福井勝山総合病院	9:51	13:30		
勝山高校入口	9:53	13:32		
芳 野	9:54	13:33		
ゆめおーれ前	9:55	13:34		
サンプラザ前	9:56	13:35		
尊 光 寺 前	9:57	13:36		
勝 山 駅 前	9:59	13:38		

下り	第1便	第2便
	毎日運行	毎日運行
	時刻表	時刻表
勝 山 駅 前	12:21	16:52
尊 光 寺 前	12:23	16:54
サンプラザ前	12:24	16:55
ゆめおーれ前	12:25	16:56
芳 野	12:26	16:57
勝山高校入口	12:27	16:58
福井勝山総合病院	12:29	17:00
水 芭 蕉	12:32	17:03
昭 和 町 3 丁 目	12:36	17:07
奥越特別支援学校口	12:36	17:07
元 町	12:37	17:08
N T T 勝山前	12:38	17:09
こせ整形外科前	12:39	17:10
越前大仏前	12:41	17:12
勝山ニューホテル前	12:42	17:13
あさひ公園前	12:43	17:14
南部中学校前	12:43	17:14
毛 屋		
下 高 島	12:44	17:15
北 市		
若猪野市場前	~	~
若 猪 野		
猪 野		
岡 横 江	12:50	17:21
猪野ロコミュニティセンター		
猪 野 口		
勝山城博物館		
平泉寺神社前	12:51	17:22
平泉寺観音堂前	~	17:23
平泉寺小学校前	~	17:25
上 赤 尾		
赤 尾		
笹 尾		
大 渡 神 社 前	12:51	~
大 渡	~	17:25
経 塚		
壁 倉	~	~
岩 ヶ 野 第 2	13:09	~
岩 ヶ 野 第 1	~	17:40
上 野		
九頭竜ワークショップ		
大 矢 谷		
小 矢 谷		



便 数	上り2便/日、下り2便/日	
車 両	通勤者系	
運 賃	100円又は200円/回	
割引制度等	無料	障害者(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所有者)
		免許返納者(バス無料乗車券所有者)
	割引	妊産婦(母子健康手帳及びバス無料券所有者)
		定期券(小・中学生対象 2,000円/月)

※上り第2便と下り第1便が「小矢谷～平泉寺観音堂前」を共有しており、まとめて1回としている。上り第1便・下り第2便と合わせて1日3回×365日で算出している。

15/22

運行予定者の決定方法について

1. 募集方法

- 応募資格該当事業者に見積依頼書を送付

2. 募集期間

- 5日間

3. 応募資格

- 下記の①、②のいずれかに該当する事業者。

- ①令和4年6月1日現在において、勝山市内で一般乗合旅客自動車運送事業を実施している事業者。
- ②勝山市内に本社を有する事業者で、一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業を実施している事業者で、運行開始までに道路運送法第4条第1項の許可を得て一般乗合旅客自動車運送事業を開始できる見込みのある事業者。

4. 提出書類

- ①運行にかかる経費見積書
- ②使用予定車両の情報を記した書類

5. 選定方法

- 応募期間終了後、勝山市において見積を開封。予定価格の設定および車種等の確認を実施し、長期的に運行が可能かを精査した後、最も安価な事業者に運行を決定。

既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等について

■北郷予約便

(1) 既存交通や地域間交通との関係や整合性

当該路線は、北郷地区から勝山市中心部方面を通り大野市まで向かう広域的な移動を担う路線バスの空白時間帯に運行し、福井勝山総合病院や勝山駅で接続できるようダイヤを設定している。

従来、勝山市街地へのバス利用が著しく不便な時間帯に当該便を運行することにより、勝山市街地への移動が可能になっただけでなく、乗継による大野方面までの広域的な移動が期待できる。

■平泉寺・猪野瀬予約便

(1) 既存交通や地域間交通との関係や整合性

当該路線は、京福バス勝山大野線を補完するよう、路線バスの空白時間帯に運行し、かつ、大野方面への接続も考慮してダイヤを設定している。

当該路線の新設によって、従来路線バスへの乗り継ぎが困難であった平泉寺地区や、路線バスが運行しているがバス停まで遠かった猪野瀬地区において乗り継ぐことができるようになり、路線バスの利用増が期待できる。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)					
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)		
勝山市	勝山交通株	(1) 北郷予約便	勝山 駅	福井勝 山総合 病院	坂東 島	往 8.9km	365日	548回		路線定期	①	京福バス勝山大 野線と同一バス 停で接続	③	計画運行回数 計算例	
						復 8.9km								1便上り0.5回+2便上り0.5回+2便下り0.5回 ※下り第 1便は新規性が無いため対象外(7/4運輸支局確認 1.5回×365日=547.5回 済み)	
	往 - km	365日	1,095回		区域		京福バス勝山大 野線と同一バス 停で接続	③	1便上り1回、1便下り+2便上り(連続しているため1便 扱い)1回+2便下り1回	3回×365日=1,095回					
	復 - km								1便上り0.5回+1便下り0.5回+2便上り0.5回+2便下り 0.5回	2回×365日=730回					
大福交通有	(2) 平泉寺・猪野瀬予約便	勝山 駅	福井勝 山総合 病院	小矢 谷	往 8.9km	365日	730回		路線定期	①	京福バス勝山大 野線と同一バス 停で接続	③	1便上り1回、1便下り+2便上り(連続しているため1便 扱い)1回+2便下り1回 3回×365日=1,095回		
					復 9.0km										1便上り0.5回+1便下り0.5回+2便上り0.5回+2便下り 0.5回
					往 km	日	回								

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	勝山市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	13,123
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
えちぜん鉄道交通圏地域公共交通計画	令和4年3月3日	平成29年度
勝山市地域公共交通計画	令和4年3月3日	平成29年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



令和3年度勝山市生活交通地域協議会歳入歳出決算書

歳入の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	比較増減	摘 要
負担金	7,000,000	7,000,000	0	勝山市負担金
補助金	1,850,000	2,548,500	698,500	国土交通省 ①地域公共交通調査事業1,850千 ②地域公共交通利便増進事業698千
繰越金	0	0	0	
諸収入	0	36	36	利息
合 計	8,850,000	9,548,536	698,536	

歳出の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	比較増減	摘 要
運営費	4,400	0	△ 4,400	
事業費	8,845,600	8,248,801	△ 596,799	公共交通計画策定委託料 利便増進計画策定委託料 アンケート用封筒及び郵便料
予備費	0	0	0	
合 計	8,850,000	8,248,801	△ 601,199	
うち市負担金対象	7,000,000	5,700,265	△ 1,299,735	

歳入 9,548,536円 - 歳出 8,248,801円 = 残金1,299,735円

残金1,299,735円は市負担金として返納します。

会計監査報告書

令和3年度勝山市生活交通地域協議会歳入歳出決算について、決算書と会計帳簿及び証拠書類等を照合した結果、いずれも正確であることを確認したのでここに報告します。

令和 4 年 6 月 1 日

監事 畑中健徳 

監事 北川昭彦 